

COMOS ソフトウェア 製品固有条件

Siemens Product Lifecycle Management Software Inc.又はその Siemens Industry Software の関連会社（総称して「SISW」という。）は、お客様と SISW ソフトウェアのためのソフトウェアライセンス及びサービス契約（以下「本契約」という。）を締結しています。本契約は、両当事者が署名をする書面契約又はお客様が電子的に契約に同意をするクリックラップ契約若しくはオンライン契約の形式で締結される場合があります。本条件（以下「COMOS 修正条件」という。）は、COMOS のソフトウェア（以下「COMOS ソフトウェア」という。）に固有のものであり、SISW が提供する他のソフトウェアに固有のものではありません。COMOS 修正条件の条項は、本契約の条項に追加されるものであり、本条項が本契約の条項と矛盾する場合、COMOS ソフトウェアに関して、本条項は、本契約の条項に優先します。本 COMOS 修正条件に言及されない条項及び表題は、本契約に記載されているものが適用されるものとします。

1. **定義** 以下の定義は、COMOS ソフトウェア固有のものであり、本契約に基づき提供される他の本件ソフトウェアに固有のものではありません。

a) 「ドキュメンテーション」 COMOS ドキュメンテーションは、COMOS ソフトウェアと共にデジタルフォーマットで提供されます。書面フォーマットによるドキュメンテーションは、別途に購入することができます。

2. **ライセンスタイプ** COMOS ソフトウェアについて利用可能な特別のライセンスタイプは、本条において以下に定義します。疑義を避けるために付言すれば、本契約に定義されたもので本条には明示的に言及されていないライセンスタイプは、本契約の定義が引き続き適用されます。ライセンスタイプは、個々の COMOS ソフトウェア製品又は製品ファミリーに関連して提供されることがあります。ライセンスタイプは LSDA で指定されます。別段の定めのない限り、お客様は、COMOS のライセンスサーバーソフトウェアを、1 ライセンスあたりハードウェア装置 1 台にインストールすることができます。COMOS ソフトウェアは、追加モジュールの必要数及び/又は組み合わせを使用するための必須条件として、1 又は複数の COMOS プラットフォームライセンスで構成されます。但し、既にプラットフォーム及び所定のモジュール機能を備えた規定の COMOS パッケージを除きます。

a) 「指名ユーザーライセンス」は、COMOS ソフトウェアが指名ユーザー1名によってのみ使用可能であることを意味します。当該ユーザーは、常に本契約に定義する正規ユーザーであるものとします。正規ユーザーとして定められた人物の名称は、追加費用をもって変更することができます（以下「名称変更料」）。指名ユーザーライセンスは地域に制限されず、お客様のネットワーク及びライセンスサーバーが所在するドメイン内で自由に使用することができますが、適用される輸出法規および規制に適合することが条件となります。お客様が当該指名ユーザーライセンスを使用する資格を得る者として他のユーザーを希望する場合、名称変更料を SISW に支払います。

b) 「フローティングライセンス」は、契約に定義された同時ユーザーライセンスで以下の追加規則が適用されます。COMOS プラットフォームについて COMOS プラットフォームライセンスのユーザーが、ユーザーのワークステーションの他の COMOS モジュールについて、当該モジュールがライセンスサーバー上で利用可能であれば、使用できる場合があります。ユーザーが COMOS プラットフォームライセンスを終了次第、ユーザーが使用していた全てのモジュールライセンスがライセンスサーバーによりリリースされ、その時点で、有効な COMOS プラットフォームライセンスを持つ他のユーザーは、当該モジュールライセンスを利用することが可能になります。本件ソフトウェアをお客様の敷地外で使用しないという一般制限は、COMOS ソフトウェアフローティングライセンスには適用されません。フローティングライセンスは、以下の2つのタイプのいずれかで構成されます。

(1) 「カンントリーフローティングライセンス」は、LSDA で特定されるソフトウェアが当初インストールされた国、お客様のネットワーク内及びライセンスサーバーが所在するドメイン内におけるフローティングライセンスの使用に制限されます。

(2) 「グローバルフローティングライセンス」 このライセンスは、グローバルソフトウェアライセンス契約（GSLA）の締結が必要です。このライセンスは、適用される輸出関連法規制の遵守を条件に、潜在的な対象地域全てを網羅する全時間帯を通じて自由にフローティングすることができます。

3. **その他のライセンス関連事項**

a) ドングルなどの引渡しハードウェアは、書面により別段の合意がない場合には、SISW の財産であり続けます。

- b) お客様は、COMOS ソフトウェアと共に交付されるドキュメンテーションに定めるインストール規則に従って、COMOS ソフトウェアをアップデートするものとします。ドキュメンテーションに含まれる又は SISW が別途に提供する、COMOS ソフトウェアの旧バージョンのサポート終了に関する通知は、お客様を拘束するものとします。
- c) 保護デバイスの紛失又は損傷 既存ライセンス用の新しい保護デバイスは、損傷した保護デバイス（例えば、 dongle）の返却をもってのみ、お客様に引渡すことができます。保護デバイスを紛失した場合、お客様は、新規のライセンスを購入しなければなりません。お客様が SISW に対し、紛失について責任がない理由を説明した適切な保証を書面で提供した場合、SISW は、保護デバイスの価額のみをお客様に請求するという選択肢を有します。お客様は、後に紛失 dongle を回復した場合は、不当な遅延なくこれを SISW に返却するものとします。

4. 条 ソフトウェア保守条件

- a) ソフトウェア保守サービス 本契約に言及する本件ソフトウェア保守サービスに加え、COMOS ソフトウェアの保守サービスには、SISW が提供するハードウェア（例えば dongle）の交換が含まれます。本件ソフトウェア保守サービスには、COMOS ソフトウェアのカスタマイズサービスは含まれません。
- b) 新規リリース COMOS ソフトウェアは、メジャーバージョン及びマイナーバージョン、サービスパック、アップデート、並びにパッチで構成されます。1 つ目の数字は、メジャーバージョンの番号を表します。2 つ目（小数点の後ろ）は、マイナーバージョンを表します。3 つ目（2 つ目の小数点の後ろ）は、サービスパックを表します。4 つ目（3 つ目の小数点の後ろ）は、アップデートを表します。5 つ目（4 つ目の小数点の後ろ）は、パッチを表します。（例えば、10.1.3.2.0 の場合、10 = メジャーバージョン、1 = マイナーバージョン、3 = サービスパック、2 = アップデート、0 = パッチ番号）。メジャーバージョン、マイナーバージョン及びサービスパックはいずれも、機能の拡張を含む場合があります、またバグ修正を含む場合があります。アップデートとパッチにはバグ修正が含まれる場合があります。
- c) 前バージョンの保守 COMOS ソフトウェアに関して、最新のリリースバージョン及び過去 2 つのマイナーバージョンがサポート対象です。
- d) エラー修正 本契約に記載するエラー修正は、報告されたドキュメンテーションへの不適合が、中立的な COMOS システム環境、すなわち事前インストールされた COMOS システム環境（ドキュメンテーションに記載する第三者ソフトウェアを含む。）において、再現可能であることを前提条件とします。
- e) 電話サポート 本契約に記載する電話サポートに加え、バグ報告及び登録の目的のためにコールセンターが 1 日 24 時間年中無休で利用可能です。異なる地区の COMOS サポート拠点についての COMOS ソフトウェアのホットラインサポート時間に関する情報は、以下のリンクにおいて提供されています。
http://www.plm.automation.siemens.com/en_us/support/gtac/index.shtml.
- f) 当初料金及び更新料金 COMOS ソフトウェアの保守料金は、毎暦年の冒頭に年単位で、事前に支払います。ライセンスが購入され、かつ、保守サービスが開始した年度について、保守料金は、サービスが開始した時点から当該年の 12 月 31 日までの期間を網羅するよう比例配分されます。